

令和3年度 広島県相談支援従事者初任者研修（7日間）及び
広島県相談支援従事者初任者研修講義部分（2日間）
応募要領

1 要旨

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者基礎研修の受講に必要な「広島県相談支援従事者初任者研修講義部分（2日間）」と、相談支援専門員として従事するために必要な「相談支援従事者初任者研修（7日間）」の受講者を募集します。

2 実施主体及び研修事務局

実施主体 広島県
研修事務局 社会福祉法人 尾道さつき会

3 問い合わせ

申込や研修受講に関する問い合わせは、研修事務局にしてください。問い合わせの内容によっては、県から折り返し連絡をする可能性があります。

問い合わせ先	電話番号	受付時間
研修事務局 社会福祉法人 尾道さつき会	082-275-5445	平日 9:00～17:00

毎年、問い合わせが非常に多く電話がつながりにくくなっております。応募要領及び広島県ホームページ(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/syonin03.html>)を確認いただいたうえで、お問い合わせいただきますようお願いいたします。

4 研修日程

(1) 広島県相談支援従事者初任者研修（7日間）

・会場1

講義 ※共通	6月30日・7月1日
演習 1・2日目	7月7日・8日
演習 3日目	9月21日
演習 4・5日目	11月17日・18日

※全課程をオンラインで実施します。

・会場2

講義 ※共通	6月30日・7月1日
演習 1・2日目	7月13日・14日
演習 3日目	9月22日
演習 4・5日目	11月25日・26日

※全課程をオンラインで実施します。

(2) 広島県相談支援従事者初任者研修講義部分（2日間）

講義 ※共通	6月30日・7月1日
--------	------------

※全課程をオンラインで実施します。

5 受講対象者

(1) 広島県相談支援従事者初任者研修（7日間）

次のアからウのすべてを満たす者を受講対象者とします。受講修了後に応募要領に違反する事実が発覚した場合については、修了を取消す場合があります。

ア 相談支援専門員の配置要件として、国が定めた実務経験を満たす者であること

※実務経験の詳細は、別紙1「相談支援専門員の実務要件」を参照してください。

イ 相談支援専門員として従事しようとする者

ウ 研修受講等に係る責任を負う事業所(所属もしくは所属予定の事業所等)からの推薦が得られる者

※研修受講の申込みは法人単位でのみ可能であり、個人からの申込みは受付できません。

(2) 広島県相談支援従事者初任者研修講義部分（2日間）

次のアからウのすべてを満たす者を受講対象者とします。受講修了後に応募要領に違反する事実が発覚した場合については、修了を取消す場合があります。

ア サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者基礎研修の受講要件として、国が定めた実務経験を満たす者であること

※実務経験の詳細は、別紙2「サービス管理責任者の実務要件」、別紙3「児童発達支援管理責任者の実務要件」を参照してください。

イ サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として従事しようとする者

ウ 研修受講等に係る責任を負う事業所(所属もしくは所属予定の事業所等)からの推薦が得られる者

※研修受講の申込みは法人単位でのみ可能であり、個人からの申込みは受付できません。

6 申込みについて

(1) 申込方法

研修事務局にメールにて申込みをしてください。郵送・FAXや持ち込みによる提出は受け付けません。

申込方法	提出先	申込期限
メールの場合	宛先： web@satukikai.com 件名： 初任者研修申込み	6月4日(金) 必着

(2) 必要書類及び提出期限

必要様式は広島県ホームページに掲載していますのでダウンロードして使用してください。

必要書類		様式
受講推薦(申込)書 ※ ア又はイを提出		
ア	広島県相談支援従事者初任者研修（7日間）用	様式1-ア
イ	広島県相談支援従事者初任者研修講義部分（2日間）用	様式1-イ
添付書類	ア 実務経験証明書類一式	実務経験総括表 ＋ 実務経験証明書の写し
	イ 資格証の写し(実務経験の証明に必要な場合のみ)	—
	ウ 合理的配慮申出書(合理的配慮を要する場合のみ)	様式2
様式のダウンロード： https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/syonin03.html		

(3) 留意事項

ア 実務経験証明書は、記載内容が同等であれば任意の様式で構いません。提出された証明書の返却は行いませんので、原本ではなく写しを提出してください。

イ 受講推薦(申込)書等に不備がある場合や必要書類の添付がない場合は、申込を受け付けない場合がありますので、よく内容を確認した上で送付してください。特に氏名の漢字、生年月日は受講推薦(申込)書に記載のとおり修了証に印字されますので間違いのないよう、確認してください。

ウ **添付書類はPDF形式**にて、**様式1「受講推薦(申込)書[Excel形式]」**と一緒に、メール送信してください。**様式1「受講推薦(申込)書」**はExcel形式のままでメールに添付してください。

7 受講決定

本研修は受講申込者が多数見込まれるため、定員を超えた場合等は、県内の事業所からの申込者を優先します。

選定の結果、受講が決定した者には「受講決定通知書」及び研修テキストを、不決定とした者には「受講不決定通知書」を送付します。申込締切後の受講者及び推薦法人の変更はできません。

受講決定通知日	方法
6月10日頃	受講推薦(申込)書に記載の連絡先へメール ※6月11日(金)までに届かない場合はお問い合わせください。

8 受講費用

(1) 広島県相談支援従事者初任者研修(7日間)

21,000円/人 ※調整中のため1,000円程度変動する可能性があります

(2) 広島県相談支援従事者初任者研修講義部分(2日間)

5,000円/人 ※調整中のため1,000円程度変動する可能性があります

確定額と振込先など詳細は受講決定通知にてお知らせしますので、受講決定後にお支払いください。受講決定通知書に記載の期日までに振込がなかった場合には受講不可とすることがあります。

なお、受講費用納入後は、受講者都合による返金はありません。

9 修了証書

この研修では、中央法規出版の障害者相談支援従事者研修テキスト初任者研修編を使用します。お持ちでない方は、中央法規出版株式会社に申込書を送付し、購入してください。

申込書は、他の様式と同様に広島県ホームページに掲載しています。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/syonin03.html>

10 修了証書

次の(1)及び(2)を満たす者に修了証書を交付します。

(1) 広島県が受講を認めた者のうち、所定のカリキュラムの全科目を修了した者

(2) 視聴後の課題を研修事務局へ期日までに提出をし、内容が適切と認められた者

※課題未提出等、県が適切でないと判断した者には修了証書の交付はできません。

11 その他

(1) 遅刻について

原則として配信サイトへのアクセスが講義の開始から30分以上遅れた者は欠席とみなします。視聴ができない場合は、すみやかに研修事務局へ連絡してください。

① 30分以内の遅刻

講義の進行状況によって、視聴をしていない時間の補完の必要がある場合、追加課題をお願いすることがあります。

② 30分以上の遅刻

原則として欠席とみなします。途中で聴講できなくなった場合も、すみやかに事務局へ連絡してください。聞き取り上受講の可否を決定させていただきます。視聴をしていない時間の補完の必要がある場合、追加課題をお願いすることがあります。

(2) 虚偽の申込や他人の作成した課題の複製等、県が悪質と判断した場合は、当該研修の受講及び修了は認めません。また、不適正と決定した事案は、当該事業所等を指導する関係機関に情報提供します。

(3) 個人情報とは、広島県個人情報保護条例(平成16年広島県条例第53号)の規定に基づき、適切に取り扱います。

(4) 修了者については、広島県が修了者名簿を作成・管理し、市町等から照会があった場合には、必要に応じて情報提供します。